# 日本ビクター・JVCケンウッド退職者の会(通称JVCKWシニアクラブ)規約

# Ⅰ. 【結成の背景と活動の基本】

今日の日本においてはかつて経験したことのない超高齢化社会を迎えつつあり、職場を離れ、労働組合からも離れた退職者がともすると孤立しがちになっているのが現状であります。

そこで多くの高齢者・退職者が広く横の連携を取りつつ、いろいろな活動の「場」の提供や必要な情報の提供などを受けながら、孤立することなく生き甲斐を持って生活できる社会を自ら築き上げる努力が求められております。

「JVCKWシニアクラブ」はかかる社会的な必要性を充分に考慮し、広く地域に存在する「第5条に定める退職者の仲間」が相集い、自ら行動する事によって「安心して老いることの出来る社会」の実現を目指して結成します。

そして活動の基本を次の如く定めます。

- 1. 「第5条に定める退職者の仲間」により構成し、親しみ・安心・生き甲斐のネットワークを構築する。
- 2. 組織内の活動にとどまらず他と連携した活動を進める。
- 3. 自主的・民主的な組織運営を行なう。
- 4. JVCケンウッド労組と十分な連携を図ると共に、JAMシニアクラブの諸活動にも 参画する。また、ビクター寿会とも適宜意思疎通を図る。
- 5. 具体的には以下に定める。

# Ⅱ. 【本文】

### 第1条(名称及び事務所)

この会は日本ビクター・JVCケンウッド退職者の会(通称:JVCKWシニアクラブ、以下この会)と称し、事務所をJVCケンウッド労働組合内に置く。

〒221-0022 横浜市神奈川区守屋町 3-9-13 TVP ビル 2階

TEL 045-453-2511 FAX 045-453-5348

### 第2条(JVCケンウッド労働組合との関係)

この会は、JVCケンウッド労働組合との連携、協力の下に活動を行なう。

#### 第3条(目的)

この会は、高齢者・退職者の自立、相互扶助、社会貢献、政策制度への取り組みなどを通して生き甲斐のある生活と、公正でゆとりある生活を保証できる社会の建設を目指す。

### 第4条(活動と事業)

この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- ① 会員相互の親睦と交流活動。
- ② 会員への福利厚生サービス並びに各種情報の提供。
- ③ 地域での各種事業への参加と社会貢献活動。
- ④ JAM共催事業(火災共済、傷害共済)への加入。
- ⑤ JAMの中央・地方シニアクラブへの加盟とその諸活動への参加。
- ⑥ その他

#### 第5条(会員の資格と権利、義務)

この会の会員は、旧 日本ビクター株式会社及びそのグループ会社の退職者、及び、株式会社 JVCケンウッド及びそのグループ会社の退職者とする。

- 2. 会員はこの会のすべての活動に参加し、定められた会費を納入する。
- 3. 当会に特段の功績があった者を名誉会員として、第9条幹事会において決定する。尚、 名誉会員の年会費は終身免除とする。

4. 活動年度の開始日(8月1日)現在で86歳に達した会員は、本人の意思を確認の 上、終身会員登録を行い、以降の年会費の支払いを免除する。

### 第6条(組織と構成)

この会の組織は本部(全体)と地方支部を持って構成する。

2. 地方支部は地方 JAM 単位を配慮すると共に、会員数、地域性などを考慮して設置する。

### 第7条(機関)

この会は次の機関を置く。

- ① 総会
- ② 幹事会

# 第8条(総会)

総会はこの会の最高決議機関で、会長の召集により原則として年1回開催する。

- ① 総会は役員と出席会員で構成する。
- ② 総会は活動方針、予算、決算、役員の選出、規約の改廃等重要事項について審議決定する。
- ③ 総会の議長は出席会員より選出する。
- ④ 議事は出席会員の過半数により議決する

### 第9条(幹事会)

幹事会は役員で構成し、必要に応じて会長が召集する。

2. 幹事会は総会の決定事項並びに緊急事案について執行する。

#### 第10条(役員)

この会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長若干名

事務局長 1名

幹 事 若干名

顧 問 若干名

会計監査 2名

2. 必要に応じて事務局次長をおくことができる。

# 第11条(役員の選出及び任期)

役員は総会で選出し、任期は2年とする。但し、再選は妨げない。

2. 役員の内、顧問は幹事会の推挙により決定する。任期、役割は幹事会の定めによる。

# 第12条(財政)

この会の財政は会員からの会費、寄付金をもって賄う。

- 2. 会費は年額2,000円とする。
- 3. 財政は収支予算を編成し、総会に付議する。
- 4. 会計年度は毎年8月1日から翌年7月31日迄とする。
- 5. 決算報告は会計監査を受け、総会の承認を受けなければならない。
- 6. 会計収支ならびに財産管理に関する業務は事務局長が担当する。

### 第13条 (規約の改廃)

この規約の改廃は総会で、出席会員の過半数をもって議決する。

# 第14条(施行月日)

- この規約は2002年10月5日より施行する。
- <追加>この規約は2008年10月18日一部改定。
- 〈追加〉労組本部名称変更による関連記載事項変更 2016年10月7日
- <追加>2018年10月9日(第17回総会日)改定 (会の名称変更、第5条に現会社の退職者も含める、及び加入年齢制限の削除)
- 〈追加〉2019年10月9日改定 第5条に第3項(名誉会員)追記
- <追加>2022年2月24日(第20回総会書面審議回答締め日)改定 第5条第4項(終身会員)追加(この改定は2021年8月1日に遡って実施とする)
- <記載変更>2024年2月5日 労組本部所在地移動による記載変更
- <追加>2024 年 10 月 23 日(第 23 回総会開催日)第 10 条役員に顧問を加えるこれに関連して第 11 条 2 項を加える

以上